

令和8年度 千葉県障害者スポーツ大会 参加予定団体説明会

令和8年1月9日（金）

内 容

- 令和8年度全国障害者スポーツ大会競技規則の改正に伴う千葉県障害者スポーツ大会規則変更について P 1 ～ 7
- 大会実施要綱 P 8 ～ 10
- 大会運営要領 P11 ～ 14
- 競技種目・障害区分表 P15 ～ 20
- 競技別実施要領 P21 ～ 25
- 個人競技種目参加標準記録(知的のみ) P26
- 介助者の役割(陸上競技・水泳) P27 ～ 28
- 全国障害者スポーツ大会千葉県代表候補選手選考要領 P29 ～ 30
- 参加申込み 別 冊

令和8年度全国障害者スポーツ大会競技規則の改正に伴う千葉県障害者スポーツ大会規則変更について

千葉県障害者スポーツ大会実行委員会

千葉県障害者スポーツ大会(以下、県大会)は、全国障害者スポーツ大会の競技規則を準用して実施しています。

下記の項目は、県大会競技規則に反映されますので、参加予定団体は確認のうえご参加ください。

また、(公財)日本パラスポーツ協会開催の「令和7年度合同会議」(令和8年2月開催)において、令和8年度競技規則が発表されます。変更が生じた場合は、当協会ホームページ等でお知らせいたします。

(令和6年度から継続)

1 障害区分の特定に係る「補足説明文」等の提出

手帳所持者の中には、手帳の障がいの程度が現在の程度と異なる方がいます。大会の競技参加に公平性を保つため、これに該当する方は、申し込み時に「補足説明文」等を提出していただきます。詳細は「身体・精神 参加申込みについて-解説-」の3ページで説明しています。

(令和8年度より)

2 「グランドソフトボール」から「ブラインドベースボール」へ競技名変更

この競技は、「全日本グランドソフトボール連盟」の名称変更(2026年1月1日)に伴い、令和8年度より、「グランドソフトボール」から「ブラインドベースボール」へ名称が変更となります。千葉県内では、競技人口が少なく県予選大会を実施していないため、競技に触れる機会が少ないのですが、競技団体による体験会が年間を通して実施されています。体験会の詳細は当協会のホームページをご覧ください(パラスポーツ競技団体支援事業)。

以下のとおり、令和9年度に規則が変わる予定です。

(令和9年度より)

3 年齢区分の見直しおよび変更

(公財)日本パラスポーツ協会では、障害別・競技別に個人競技の参加選手の年齢の検証を行い、以下の4点について検討が進められてきました。なお、導入時期については、周知、研修等の準備期間を設けた上で、令和9年(2027年)の宮崎大会より導入する予定になります。

※千葉県大会では、令和9年5月～6月開催の個人競技から適用とする予定です。ただし、フライングディスクについては、令和8年度大会の結果を元に新区分による選考となります。

- ①身体障害者、知的障害者の区分を統一する。
- ②年齢区分は4区分にする。
- ③参加状況に応じて、競技種目の「年齢共通」を設置することができる。
(例：1部と2部が同区分で競技する等)
- ④年齢区分の対象競技は、陸上競技、水泳、卓球（身体・知的）、フライングディスク、ボウリングとする。

【改正案】

- (1) 1部（19歳以下）
- (2) 2部（20～39歳）
- (3) 3部（40～59歳）
- (4) 4部（60歳以上）

(令和9年度より)

4 障害区分の見直しおよび変更

陸上競技、水泳の障害区分の検証を行い、新たな障害区分を導入することとした。

なお、現行の障害区分（陸上競技計28区分、水泳競技計26区分）をそれぞれ見直し、区分統合を含め、それぞれの障害区分を5区分程度減らす方向で見直しを行った。

新障害区分では、知的障害に新たにダウン症の障害区分を導入し、低身長の方の参加については、体幹の障害区分に加えることとした。

なお、導入時期については、周知、研修等の準備期間を設けた上で、令和9年（2027年）の宮崎大会より導入する予定となっている。

※千葉県大会では、令和9年5月開催の陸上、水泳競技から適用する予定です。

低身長およびダウン症の障害区分における参加要件

(1) 低身長の障害区分に関する参加要件

<参加資格>

●身体障害者手帳または、医師による下記疾病の証明書（診断書含む）か下記疾病が確認できる医療受給者証

- ・成長ホルモン分泌不全症、甲状腺機能低下症など
- ・染色体の病気（ターナー症候群、プラダー・ウィリー症候群、ヌーナン症候群など）
- ・子宮内発育不全（SGA 性低身長症など）
- ・骨や軟骨の病気（軟骨無形成症、軟骨低形成症など）
- ・心臓・肝臓・腎臓などの臓器の異常による低身長

<身長基準> ※13歳から参加可能となるため、疾病であることを前提とした設定とする。

●男性145cm以下

○女性137cm以下

（２）ダウン症の障害区分に関する参加要件

＜参加資格＞

- 療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害を認める書類を所持している者。
- 自己申告チェックシートによるダウン症であることの確認および競技参加が可能であるもの。
※なお、ダウン症の選手については、「その他の知的障害」の区分での出場は認められない。

＜療育手帳の取得の対象に準ずる障害を認める書類＞

- a.児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し
- b.医師の診断書
- c.在籍（在学、通所、入所）又は卒業（退所）先の所属長による証明書

（令和９年度より）

５ ダウン症選手の参加エントリーに伴う自己申告チェックシートについて

ダウン症の合併症として、首（環軸椎）の不安定や心臓疾患が知られている中、運動による新たな障害の発生や障害の重度化を予防する必要がある。そこで、本大会にダウン症の障害区分で出場する際に、大会に安心・安全に出場することを目的とした、選手本人以外が記入する自己申告チェックシートを導入することとする。

なお、導入時期については、周知の準備期間を設けた上で、令和９年（２０２７年）の宮崎大会より導入する予定となっている。

※千葉県大会では、令和９年５月開催の陸上競技、水泳から適用する予定です。

＜自己申告チェック項目＞

①ダウン症であることを診断されている

（染色体型は問わない）

②首（頸椎）の不安定性（亜脱臼）を伴う神経症状や身体所見が見られない

（あごを胸につけることができる）

- ・スポーツ時における特別な配慮は不要である
- ・出場希望種目への参加が可能である

③心臓や呼吸器系などに合併症がない。または合併症があったが治療済みである

（軽い運動で息切れすることや脈の乱れはない）

- ・スポーツ時における特別な配慮は不要である
- ・出場希望種目への参加が可能である

(令和9年度より)

6 水泳におけるリレーの実施方法の見直しについて

水泳におけるリレーでは、これまで知的障害者を対象として、4×50m フリーリレーと4×50m メドレーリレーの2種目が行われているが、現状では、参加チーム数が極端に少なく、エントリーできない選手団からは見直しを求める意見が出されている。

そこで、リレーに参加できる障がい種別を拡大し、各都道府県・政令指定都市において、身体障害、知的障害の男女混合で参加できるようにし、少しでも多くの選手団に参加の機会が提供されるようにする。

また、単独の県・市で選手が4人おらず、リレーに参加できない選手団については、参加できない他県市との合同出場についても検討を進めている。なお、合同出場の場合、メドレーリレーは泳法の調整が生じ、煩雑になるのでフリーリレーのみのエントリーとすることで検討を進めている。

※合同出場については、「オープン参加」として取り扱い、表彰対象にはならないこととする。

なお、導入時期については、周知の準備期間を設けた上で、令和9年(2027年)の宮崎大会より導入する予定となっている。

※千葉県大会では、合同チームについては以前から実施してきましたが、障害をまたがるチーム編成は行ってきませんでした。県大会導入の可否については、競技運営の千葉県水泳連盟とも協議し検討を進めます。なお、全国大会へのエントリーは従来どおりの選考からチーム編成は可能だと考えています。

陸 上 (新障害区分および参加種目案)

◎男女別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし ◆障害区分共通

				競走										球技				投てき			
				年齢区分	500m	1000m	2000m	4000m	8000m	15000m	スラローム	4×1000mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投げ	ジャベリックスロー	ピンバック投		
肢体不自由	1	上肢	1	2・3	両前腕切断または、片前腕および片上肢切断 両上肢不完全		1部	◎	◎				◆1		▲	◎	◎				
					両上腕切断または、両上肢完全		2部	◎	◎						◎	◎					
							3部	◎	◎						◎	◎					
							4部	◎	◎						◎	◎					
					1部	◎	◎					◆1		◎	◎	◎	◎	◎			
		下肢	2	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全		2部	◎	◎					◆1		◎	◎	◎	◎	◎	
							3部	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	
							4部	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	
							1部	◎							◎		◎	◎	◎	◎	
			3	7・8	両大腿切断または、両下肢完全 片大腿切断および片下肢切断 片下肢完全および片下肢不完全		2部	◎								◎		◎	◎	◎	◎
					3部	◎								◎		◎	◎	◎	◎		
					4部	◎								◎		◎	◎	◎	◎		
					1部	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	4	5	片大腿切断または、片下肢完全		2部	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
					3部	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
					4部	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
					1部	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		5	4・6・7	片下腿切断または、片下肢不完全 両下腿切断または、両下肢不完全		2部	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎	
				3部	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎			
				4部	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎			
				1部	◎	◎							◎		◎	◎	◎	◎			
体幹	6		9	体幹または低身長症		2部	◎	◎							◎		◎	◎	◎		
				3部	◎	◎						◎		◎	◎	◎	◎				
				4部	◎	◎							◎		◎	◎	◎	◎			
				1部	◎																
	2	車いす 原性 常麻痺 以外 使用で	7	10	第6頸髄まで残存		2部	◎	◎				◎						◎		
					3部	◎	◎					◎						◎			
					4部																
					1部		◎	◎		◎	◎	◎				◎	◎	◎			
8			11・12	第7頸髄まで残存 第8頸髄まで残存		2部		◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎	
				3部		◎	◎		◎	◎	◎				◎	◎	◎				
				4部					◎	◎	◎										
				1部		◎	◎		◎	◎	◎				◎	◎	◎				
		9	13	下肢麻痺で座位バランスなし		2部		◎	◎		◎	◎	◆3					◎	◎	◎	
				3部		◎	◎		◎	◎	◆4					◎	◎	◎			
				4部					◎	◎						◎	◎	◎			
				1部					◎	◎	◆3					◎	◎	◎			
10	14・15		その他の車いす使用		2部		◎	◎		◎	◎	◆3					◎	◎	◎		
				3部		◎	◎		◎	◎	◆4					◎	◎	◎			
				4部			◎		◎	◎						◎	◎	◎			
				1部																	
	3	脳原性 麻痺	11	16・17	四肢麻痺で車いす使用 けて移動		2部	◎					◎						◎		
					3部	◎					◎							◎			
					4部						◎										
					1部		◎					◎				◎	◎				
12			18	片上下肢または片上肢で車いす使用		2部							◎					◎	◎		
						3部							◎					◎	◎		
13	19	上肢で車いす使用		2部		◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎			
				3部		◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎			
14	20	その他走不能		2部													◎	◎			
				3部													◎	◎			
15	21	上肢に不随意運動を伴う走可能		2部	◎	◎	◎				◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				3部	◎	◎	◎				◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
4		17	23	電動車いす常用		2部						◎						◎			
						3部							◎						◎		
視覚障害			18	24	視力0から0.01まで		2部	◎	◎	◎						◎	◎	◎	◎		
							3部	◎	◎	◎							◎	◎	◎	◎	
			19	25	その他の視覚障害		2部	◎	◎	◎				▲	◎	◎	◎	◎			
							3部	◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎		
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・そ しゃく機能障害			20	26	聴覚障害		2部	◎	◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎			
							3部	◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎		
知的障害			21	27	ダウン症		2部	◎	◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎			
							3部	◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎		
			22	27	その他の知的障害		2部	◎	◎	◎	◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎			
							3部	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎		
内部障害			23	28	ぼうこう又は直腸機能障害		2部								◎		◎	◎			
							3部									◎		◎	◎		

※◆1・2 区分1、2の1500m 競走については、共通種目として競技する。なお、年齢区分は1部・2部と3部・4部でそれぞれ実施する。

※◆3・4 区分9、10の1500m 競走については、共通種目として競技する。なお、年齢区分は1部・2部と3部・4部でそれぞれ実施する。

水 泳（新障害区分および参加可能種目案）

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・年齢区分なし △男女混合かつ身体、知的混合・年齢区分なし

			区分番号	旧区分番号	障害区分	年齢区分	自由形		平泳ぎ		背泳ぎ		バタフライ		4×50m リレー	4×50m メドレー	
							25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m			
肢体不自由	1	切断、機能障害	1	11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全、 両上肢不完全および両下肢不完全	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	※△	※△		
			2	5・10	両上腕切断または、両上肢完全、片前腕および片上腕切断、 片上肢および片下肢切断、片上肢および片下肢不完全 片上肢および片下肢完全または不完全	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎					
			3	4・9	両前腕切断または、両上肢不完全、 両大腿切断または、両下肢完全、片下腿および片大腿切断	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			4	3・8	片上腕切断または、片上肢完全、 両下腿切断または、両下肢不完全	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			5	2・7	片前腕切断または、片上肢不完全、 片大腿切断または、片下肢完全	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			6	1・6	手部切断、 片下腿切断または、片下肢不完全	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
	2	脳原性麻痺以外 で車いす常用	7	12	体幹または低身長症	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			8	13・14	頸髄損傷	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			9	15	下肢麻痺で座位バランスなし	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			10	16	下肢麻痺で座位バランスあり	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			11	17	四肢麻痺（車いす常用）または、上肢に著しい不随意運動を伴うもの	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
	3	脳原性麻痺	12	18	両下肢麻痺または、上肢に軽度の不随意運動を伴うもの	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			13	19	片側障害で片上肢機能全廃 ※片側の upper limb のみで泳ぐもの	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			14	20	片側障害 ※両上肢を使って泳ぐもの	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			15	21	その他	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			16	22	浮具使用	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
	視覚障害		17	23	視力0から0.01まで	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
			18	24	その他の視覚障害	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
	聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そ しゃく機能障害			19	25	聴覚障害	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
	知的障害		20	26	ダウン症	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎				
21				その他の知的障害	1部 2部 3部 4部	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎	◎ ◎ ◎ ◎					

※△

水泳におけるリレーでは、これまで知的障害者を対象として、4×50mフリーリレーと4×50mメドレーリレーの2種目が行われているが、現状では、参加チーム数が極端に少ない。
そこで、リレーに参加できる障がい種別を拡大し、各県市において、身体障害、知的障害の男女混合で参加できるようにし、少しでも多くの選手団に参加の機会が提供されるように検討している。
また、単独の県市で選手が4人おらず、リレーに参加できない選手団については、参加できない他県・市との合同出場についても検討を進めている。
なお、合同出場の場合、メドレーリレーは泳法の調整が生じ、煩雑になるのでフリーリレーのみのエントリーとすることで検討を進めている。
導入時期については、周知の準備期間を設けた上で、令和9年（2027年）の宮崎大会より導入する予定。

**全国障害者スポーツ大会におけるダウン症選手の参加エントリーに伴自
己申告チェックシート(案)**

記入日 年 月 日

ダウン症の合併症として、首(頸椎)の不安定や心臓疾患が知られています。この自己申告シートは、ダウン症であることの確認および大会参加の可否を判断する参考資料として提出いただくものです。
ダウン症の障害区分で出場希望の方は以下の内容を確認し記入してください。
なお、本人以外の方(ご家族や主治医などご本人の様子分かる方)が記入してください。
*以下の内容について、確認や質問のためにご連絡する場合がございます。

選手氏名		所属県・市	
出場希望競技		出場希望種目	
記入者氏名		選手との関係 (続柄)	
記入者連絡先	TEL MAIL		
☐ ① ダウン症であることを診断されている			
☐ ② 首(頸椎)の不安定性(亜脱臼)を伴う神経症状や身体所見が見られない (あごを胸につけることができる) ※チェックをした場合には、以下の2つの項目についても確認ください。			
首(頸椎) に関するこ と	☐ スポーツ時における特別な配慮は不要である ☐ 出場希望種目への参加が可能である		
☐ ③ 心臓や呼吸器系などに合併症がない。または合併症があったが治療済みである (軽い運動で息切れすることや脈の乱れはない) ※チェックをした場合には、以下の2つの項目についても確認ください。			
心臓・呼吸器系に 関すること	☐ スポーツ時における特別な配慮は不要である ☐ 出場希望種目への参加が可能である		
その他 申送り事項等			

チェックリストの回答判断が難しい項目がある方、また以下に当てはまる方は、主治医ほか医療機関を受診し、大会参加の可否について相談してください。

○病院で首のことで運動を控えるように注意されている

○病院で心臓のことで運動を控えるように注意されている

※運動による新たな障害の発生や障害の重度化を避けるために、首や心臓等に心配がある方は、医療機関受診をお勧めします。

令和8年度 千葉県障害者スポーツ大会実施要綱

1 目 的

障害のある人が、この大会に参加することにより、スポーツの楽しさを体験するとともに、その体力の維持・向上、精神面での充足並びに県民の障害のある人への理解を深めることにより、障害のある人の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 名 称

令和8年度千葉県障害者スポーツ大会

3 主 催

千葉県 千葉県障がい者スポーツ協会 千葉県身体障害者福祉協会
千葉県知的障害者福祉協会 千葉県手をつなぐ育成会 千葉県精神保健福祉協議会

4 共 催（予定）

船橋市教育委員会 【卓球・バスケットボール・バレーボール（知的・聴覚）】

5 後 援（予定）

千葉県教育委員会 株式会社千葉日報社 千葉テレビ放送株式会社
千葉県社会福祉協議会 千葉県知的障害者スポーツ協会 千葉県パラスポーツ指導者協議会
千葉県特別支援学校校長会 千葉県特別支援学校体育連盟

6 主 管

千葉県陸上競技協会 千葉県サッカー協会 千葉県知的障がい者サッカー連盟
千葉県水泳連盟 千葉県ソフトボール協会 千葉県障がい者卓球協会
千葉県卓球連盟 千葉県バスケットボール協会 千葉県知的障がい者ボウリング協会
千葉県アーチェリー協会 千葉県知的障害者陸上競技協会 千葉県ボッチャ協会
千葉県ボウリング連盟 千葉県障害者フライングディスク連盟 千葉県身障者アーチェリー協会
千葉県バレーボール協会 千葉県障害者ソフトボール協会

7 大会期日 及び 実施競技・会場（予定）

期 日	競技種目	障害別	会 場
5/16（土）	アーチェリー	（身内）	船橋アーチェリーレンジ
5/17（日）	水 泳	（身知）	千葉県国際総合水泳場
5/24（日）	陸上競技	（身知内）	千葉県総合スポーツセンター陸上競技場
5/31（日）	サウンドテーブルテニス	（身（視））	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター体育室ほか
	卓 球	（身知精）	会場調整中
	ボウリング	（知）	アサヒボウリングセンター
7/5（日）	フットソフトボール	（知）	千葉県総合スポーツセンター軟式野球場・ソフトボール場
8/1（土） 8/2（日）	ボッチャ	（身（肢））	YohaS アリーナ ～本能に、感動を。～ （千葉公園総合体育館）
10/8（木）	フライングディスク	（身知内）	千葉市青葉の森スポーツフラザ陸上競技場
11/20（金） 11/21（土）	ソフトボール	（知）	会場調整中
11/8（日）	サッカー	（知）	千葉県総合スポーツセンターサッカー・ラグビー場
11/22（日）	バスケットボール	（知）	会場調整中
11/29（日）	バレーボール	（知 身（聴））	会場調整中
12/3（木）	バレーボール	（精）	YohaS アリーナ ～本能に、感動を。～ （千葉公園総合体育館）

※障害別 （身）・・・身体障害者、（知）・・・知的障害者、（内）・・・内部障害者、（精）・・・精神障害者
【（聴）聴覚障害者、（視）視覚障害者、（肢）肢体障害者】

8 参加予定人員

選 手	1, 800名 (身体250名・知的1, 500名・精神50名)
選手団役員	700名
競技役員	400名
ボランティアその他	800名
合 計	3, 700名

9 実施競技

- (1) 実施競技は、全国障害者スポーツ大会競技規則令和8年度版に定められた個人競技及び団体競技とする。
- (2) 個人競技及び団体競技の組み合わせは、主催者が行うものとする。
- (3) 個人競技の組み合わせは、次により行うものとする。
 - ① 原則として男女別とする。
 - ② 競技は、競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分(以下「同一区分」という。)の者ごとに行うものとする。ただし、同一区分の出場選手が少ない等の理由がある場合は、同一区分以外の者と競技を行うことがある。
- (4) 順位は、各組又はブロックごとに決定する。ただし、同一区分の出場選手が少ないため同一区分以外の者と競技させた場合は、同一区分の者ごとに決定する。

10 出場資格

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 全国大会開催年の4月1日現在、13歳以上(陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球・サウンドテーブルテニス、ボウリングにあっては平成24年4月1日以前に生まれた者、それ以外の競技は平成25年4月1日以前に生まれた者)の身体障害者、知的障害者及び精神障害者。
- (2) 身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。
知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
- (3) 千葉県内に現住所を有する者。(千葉市内を除く)

11 実行委員会及び大会事務局

- (1) 本大会を円滑に運営するため、実行委員会を設置する。
- (2) 本大会の大会事務局は、一般社団法人千葉県障がい者スポーツ協会内(千葉市稲毛区天台6-5-1)に置くこととする。

12 全国障害者スポーツ大会千葉県代表選手の選考

- (1) 本大会の結果は、第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」(令和8年度)又は第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎障スポ」(令和9年度)(以下、「全国大会」という。)の千葉県派遣選手決定の参考資料とする。
ただし、知的障害の陸上競技50mとフライングディスクアキュラシー種目は、全国大会選考の対象外とする。
- (2) 「全国大会」の出場選手は、全国大会選手選考委員会(千葉県障害者スポーツ大会実行委員会)において選考し、決定するものとする。
- (3) 選考委員会において決定された選手は、千葉県が派遣し、その経費を予算の範囲内で負担する。
- (4) 全国大会派遣選手は、全日程に参加する者、ただし、日程により難い特別な事由がある場合には、選考委員長がその可否を判断する。

また、全国大会開催地の地理的状況や旅行日程、宿泊条件等を考慮し、派遣期間中の健康維持等が可能であるとともに、練習会・結団式・本大会派遣期間等において、集団生活や行動に適応できる者を条件とする。

千葉県障害者スポーツ大会参加申込みの際の全国大会への参加希望の記載にあたっては、本人の意思の他、家族・所属長の確認を取り、必ず了解を得ること。

なお、令和8年度に開催される全国大会の開催期日は、「令和8年10月23日(金)から26日(月)」まで、派遣期間は、陸上・水泳：「令和8年10月21日(水)から10月26日(月)」、その他競技：「令和8年10月22日(木)から10月27日(火)」となる予定である。

13 競技規則

適用する競技規則は、全国障害者スポーツ大会競技規則令和8年度版「(公財)日本パラスポーツ協会制定」及び別に定める競技別実施要領、各競技団体の競技規則並びに監督会議による申し合わせ事項による。

14 競技・種目及び障害・年齢区分

- (1) 競技・種目及び障害区分は、全国障害者スポーツ大会競技規則第2条2<別表1>「全国障害者スポーツ大会競技・種目」のとおりとする。ただし、大会運営上一部種目を実施しない場合がある。
- (2) 全国障害者スポーツ大会競技規則第2条3に定める年齢区分の基準日は、令和8年4月1日とする。

15 参加申込

- (1) 個人競技に出場する選手は、原則としてリレー種目を除き1人1競技1種目まで出場できる。ただし、水泳は2種目まで出場できる。
- (2) 次の競技については、上記(1)に定める1人1競技1種目(水泳2種目)の制限の他に参加できる。
ただし、競技団体から強化指定選手に指定されている者は、指定された競技以外の競技について全国大会選手選考の対象としない。また、同日に開催される競技については、重複して参加することはできない。
 - ① 陸上競技と水泳を重複して出場を希望する場合
 - ② 競技団体が主管となって実施する個人競技(ボッチャ・フライングディスク)
 - ③ 団体競技
- (3) 水泳は、200mフリーリレーと200mメドレーリレーの両方に同じ選手が出場することはできない。
- (4) 大会の出場選手は、主催者において決定する。また、個人競技については申し込み状況によって出場する競技や種目の制限・調整をする場合がある。

16 表彰

- (1) 個人競技については、各組又はブロック単位(同一区分以外の者と競技を行った場合は、同一区分の者ごと)で1位から3位までの選手にメダルを授与する。なお、視覚障害者選手の伴走者についても選手と同様にメダルを授与する。
- (2) 団体競技については、1位から3位のチームに賞状と各選手にメダルを授与する。
- (3) 競技団体が主管となって実施するソフトボール・ボッチャ・フライングディスクについては、表彰内容が異なる場合がある。

17 健康・安全管理

- (1) 参加選手の健康・安全管理については、参加者・団体において十分配慮するものとし、主催者においては応急の処置のみを行う。
- (2) 主催者は、参加者の健康・安全を守るため、競技や競技会場の特性(開催時期や屋外、屋内の別等)を考慮し、千葉県が発表する暑さ指数(WBGT)に基づき、事業の中止、競技時間等の変更、または、休憩や水分補給を促す等の対応を行う。

18 個人情報の取り扱い

次の(1)から(5)を了承の上申し込むこと。

- (1) 大会プログラムに、競技運営上必要な氏名、障害区分、年齢区分、所属等の個人情報について掲載する。
- (2) 大会当日に報道機関が来場し、テレビや新聞等で報道されることがある。
- (3) 主催者において、大会時に記録した画像や映像を障がい者スポーツ普及・発展のための広報に使用することがある。
- (4) 主催・後援団体等のホームページ、X(エックス)等で公式記録を公表することがある。
- (5) 申し込み時に提出された書類は、プログラム作成(組み合わせ及び障害区分の適用)及び全国大会派遣事業にのみ使用し、その他では使用しない。

19 その他

- (1) 競技団体が主管となって実施するソフトボール・ボッチャ・フライングディスクについては、別途実施要綱を定め、参加者募集及び申込み受付・プログラム作成を各主管団体が行う。
そのため、参加経費を要する場合がある。また、実施方法や表彰方法等が異なることがある。
- (2) 団体競技における第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」関東ブロック予選会の日程は、以下のとおり。

競技名	開催地	期日(曜日)
ソフトボール	群馬県	未定
バレーボール(精神ソフトバレーボール)	埼玉県	未定
サッカー	山梨県	未定
バレーボール(知的)	埼玉県	未定
車いすバスケットボール	山梨県	未定
バレーボール(聴覚)	未定	未定
バスケットボール	神奈川県	未定
フットソフトボール	東京都	未定
グランドソフトボール	山梨県	未定

令和8年度 千葉県障害者スポーツ大会運営要領

1 大会運営

(1) 個人競技

- ① 年齢区分については、身体障害者は1部（13歳～39歳以下）と2部（40歳以上）に分け、知的障害者は少年の部（13歳～19歳）、青年の部（20歳～35歳）、壮年の部（36歳以上）に分けて競技する。
- ② 1組の競技者数は8名を超えてはならないものとし、予選を行わず1回の決勝競技のみとする。
ただし、卓球、サウンドテーブルテニスは、トーナメント形式を原則とする。また、出場者の少ない場合はリーグ戦形式で行う場合がある。
- ③ ボッチャについては、ルール等を千葉県ボッチャ協会が別に定める。
- ④ フライングディスクについては、ルール等を千葉県障害者フライングディスク連盟が別に定める。
- ⑤ 陸上競技、水泳、卓球、サウンドテーブルテニス、ボウリングについては、主催者の調整により種目等の変更や参加ができなくなる場合がある。
- ⑥ 知的障害者の陸上競技、水泳、ボウリングについては、参加標準記録を設定する。
知的障害者の陸上競技は、下記の大会等で令和7年1月1日から令和8年3月までに標準記録を突破した者が申し込むことができる。ただし、やむを得ない事情により記録を取れなかった者で、参加標準記録と同等の力があり、千葉県知的障害者陸上競技協会が推薦した者については、参加申し込みを認める。

・千葉県陸上競技協会の主管する大会	・日本陸上競技連盟の主管する大会
・千葉県知的障害者陸上競技協会の主管する大会	・日本パラ陸上競技連盟の主管する大会

- ⑦ ボウリングについては、原則として1レーン4名以内とする。

(2) 団体競技

- ① 試合は原則としてトーナメント形式とする。ただし、出場チームが少ない場合はリーグ戦形式で行う場合がある。
- ② 参加チーム数が多い場合、主催者において調整する場合がある。
- ③ ソフトボールについては、ルール等を千葉県障害者ソフトボール協会が別に定める。
- ④ ソフトボール以外の競技について、1チームの参加選手数は、別に定める競技実施要領に基づく。
- ⑤ フットソフトボール以外の競技実施要領については、8月以降に千葉県障害者スポーツ協会ホームページに掲載する。

(3) 荒天時の取扱い

原則として雨天決行とする。ただし、荒天時の取扱いは、主催者において決定する。

(4) 開会式・表彰式

- ① 開会式はアナウンス等による通告とする。
- ② 表彰式は競技終了後、または随時行う。なお、競技によっては表彰式を行わず競技（種目）終了後にメダル（団体競技のチームには表彰状とメダル）を指定の場所で授与する場合がある。

(5) 招集開始・完了時刻

個人競技に参加する選手の招集は、原則として下記の時刻で実施する。ただし、競技実施要領で定めている場合はこの限りではない。招集完了時刻に遅れた選手は、棄権したものとして処理する。

基準時刻	招集開始時刻	招集完了時刻
各競技・種目の開始予定時刻	基準時刻の30分前	基準時刻の15分前

(8) 異議申立

競技進行中に起きた競技者の行為、又は順位の決定に関して異議がある場合は、競技記録の正式発表後30分以内に代表者、又はそれに準ずる者から直ちに書類（異議申立書）をもって審判長に申し出ることができる。

なお、競技記録は会場内の所定の場所において、記録掲示板に掲示することで正式発表とし、異議申立書は大会本部に用意する。

(9) 練習

練習は、それぞれ定められた場所で、安全に注意し、競技役員の指示に従って行うこと。

(10) 競技場への入退場

競技関係者（選手※・伴走者・監督※並びに競技役員・補助員等、直接競技運営に携わる者）以外の者は、競技場内に入場することができない。

ただし、介助が必要である等として申し込み時に申請し、主催者の許可を受け、主催者が用意するIDカード等の配付を受けた者はこの限りではない。

なお、上記競技関係者については、大会の公式な記録を取ることを目的に特別に事務局が許可した者を除き、カメラ類の持ち込みを厳禁とする。

※この場合の選手とは、招集時間や競技に出場中の選手であり、大会参加の全選手ではない。また、監督とは異議申立て等で必要な場合を想定してのことであり、競技開催中のグラウンド内等への立ち入りは禁止である。

(11) アスリートビブス・ゼッケン

個人競技に出場する選手は、主催者が用意・配付する陸上：アスリートビブス、卓球・ボウリング：ゼッケンを付ける（返却不要）。

ただし、水泳の選手には選手カードを交付し、これを着用する（要返却）。

また、陸上競技に出場する選手の伴走者及びコーラーは、主催者が用意・配付する許可証（伴走ビブス・コーラービブス）を付ける（要返却）。

(12) 競技用具

原則として主催者で用意する。ただし、個人的またはチームで使用する用具（卓球のラケット、ウォーミングアップで使用するボール等）については参加者が用意する。

(13) 競技服装

各競技規則で定められている場合は、その服装で競技する。

(14) 介助者

介助者は、競技場内で競技者の競技上有利となるような助言等をしてはならない。

2 参加団体代表者会議及び前日準備等

(1) 参加団体代表者会議を次のとおり実施するので、参加団体から必ず1名は出席すること。

この会議は、令和8年5月から6月にかけて実施する大会の参加団体に対し、実施方法について説明を行う。

① 期 日 令和8年5月8日（金） 受付：午後1：00～ 会議：午後1：30～

② 会 場 千葉県総合スポーツセンター スポーツ科学センター 第1研修室

(2) 令和8年度に実施する大会（競技団体が主管となって実施する大会を除く）において、参加団体に対し原則1名以上の大会協力員の参加を依頼する場合がある。大会協力員は、主催者とともに大会運営にあたる。

3 参加申込

参加申し込みについて、希望する団体は以下のとおり手続きを行うこと。

なお、競技団体が主管となって実施する競技[4-（2）]については、その競技の主管団体が別途定める。

- (1) 申込書 別添様式により、令和8年4月1日現在で記入し申し込むものとする。
 申込書様式は、千葉県障がい者スポーツ協会ホームページからダウンロードが可能である。
<https://www.cpsa.or.jp/>

(2) 申込期間

下記の申込期間以外は、原則として申し込み及び変更を受け付けない。

① **個人競技 令和8年2月3日(火)～2月18日(水) (必着)**

ただし、参加資格を有し、次の要件を満たす者は各手続きを行うことで参加を認める。

NO	対象競技	対象者	締切日
1	陸上競技	知的障害者は千葉県知的障害者陸上競技協会が令和8年3月までに実施する記録会において標準記録を突破した者 ・①の期間内に参加申込書を提出すること。ただし自己記録欄は空欄とし、上記大会で取得した記録は右記期限内に報告すること。	 記録 提出期限 令和8年3月21日(土)まで
		令和8年4月入学・入所予定者 ・参加を希望する選手を把握している場合は、 令和8年3月21日(土)まで に事務局まで連絡すること。	 申込書 提出期限 令和8年4月11日(土)まで
2	水泳 アーチェリー 卓球 サウンドテーブルテニス ボウリング	令和8年4月入学・入所予定者 ・参加を希望する選手を把握している場合は、 令和8年3月21日(土)まで に事務局まで連絡すること。	

※選手の所属が卒業等で4月以降に変更することがわかっている場合でも、旧所属は大会申込期間（令和8年2月3日(火)から2月18日(水)）までに参加申込書を提出すること。

なお、申し込み後に旧所属と新所属は調整のうえ、旧所属は「参加申込選手所属変更届」を令和8年3月21日(土)までに提出すること（提出期限厳守）。その際、必ず旧所属は、新所属に引き継ぎを行うこと。

② **フットソフトボール**

令和8年4月1日(水)～4月25日(土)

※以下の大会の競技実施要領と参加申込書等は、令和8年8月に千葉県障がい者スポーツ協会ホームページに掲載する。

③ **サッカー、バレーボール(知的・聴覚・精神)、バスケットボール**

令和8年9月1日(火)～9月25日(金)

- (3) 申込方法 申込書類の提出方法は、持参又は郵送とする。

- ① (2) -① (個人競技) については、所定の申込書様式に必要事項を記入した書類一式と、作成したデータを保存したCDを併せて提出する。(CDには団体名を記載すること。)
 ただし、CDの提出が困難な場合は、記入された書類一式の提出だけでも可能とする。
- ② (2) -②、③ (団体競技) については、所定の申込書様式に必要事項を記入した書類一式を提出する。CDは不要とする。

(4) 申込先

千葉県障がい者スポーツ協会

〒263-0016 千葉市稲毛区天台6-5-1

電話 043-287-2037 FAX 043-253-9389

メール csrad@galaxy.ocn.ne.jp

(5) 申込上の留意事項

- ① 在宅者については、原則としてその居住地の市町村が派遣者となり申し込むこと。
- ② 施設利用者及び学校在籍者については、原則として入（通）所している施設、又は在学している学校が派遣者となって申し込むこと。
なお、施設入（通）所者で、かつ学校に在学中の者については、施設と学校で調整の上いずれか一方で申し込むこと。
- ③ 精神障害者の部（バレーボール・卓球）は、病院（デイケアを含む）が申し込むことができる。
- ④ 卒業等により所属先の変更が生じた場合、旧所属（当該選手の申請を行った所属）の担当者は、所属変更届を提出し所属先を変更しなければならない。なお、提出前に必ず新所属先と調整を行うこと。
- ⑤ 申し込み締切り後の変更は認めない。

4 その他

- (1) 主催者が加入する傷害保険の適用は、原則として大会会場内の範囲とする。
なお、本人の故意や重大な過失によるもの及び疾病等は、傷害保険の適用外となる。
- (2) 千葉県障害者スポーツ大会競技のうち、競技団体が主管する大会に係る団体事務局の問い合わせ先は下記のとおりである。

フライングディスク

千葉県障害者フライングディスク連盟

成田市江弁須96-3（障害者支援施設 成田市のぞみの園内） TEL 0476-26-1131

ソフトボール

千葉県障害者ソフトボール協会

富里市十倉2443（障害者支援施設 十倉厚生園内） TEL 0476-94-2101

ボッチャ

千葉県ボッチャ協会

メール miyaka@nifty.com （宮坂）

令和8年度版

令和8年2月の日本パラスポーツ協会会議において変更する場合があります。

令和8年度千葉県障害者スポーツ大会 競技・種目

No.1

陸上競技

◎ 男女別・年齢区分別 △ 男女混合・年齢区分別なし ▲ 男女別・年齢区分なし

				競 走							跳 躍			投てき							
				※1 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	リレー	4×100m	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボー	クッスロー	ジャベリッ	グリンバツ	ピンバツ
肢 体 不 自 由	1	上 肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎				◎				◎	◎	◎	◎	◎			
			2	両前腕切断または、 片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎				※3			▲	◎	◎						
			3	両上肢切断または、両上肢完全	◎	◎							▲	◎	◎						
		下 肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			5	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			6	両下腿切断	◎	◎								◎		◎	◎	◎	◎		
			7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	◎									◎		◎	◎	◎	◎		
			8	両大腿切断または、両下肢完全												◎	◎	◎	◎		
		体幹	9	体幹 ※2	◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	2	車いす 専用・使用 （脳性麻痺以外で）	10	第6頸髄まで残存	◎	◎					◎									◎	
			11	第7頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎									◎	
			12	第8頸髄まで残存		※3	※3		※3	※3	◎					◎	◎	◎			
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎	◎						◎	◎	◎			
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		◎	◎		◎	◎						◎	◎	◎			
			15	その他の車いす		※3	※3		※3	※3						◎	◎	◎			
	3	（脳性麻痺、 脳外傷等） 脳性麻痺、 脳血管疾患	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎									◎	
			17	けって移動	◎						◎									◎	
			18	片上下肢または片上肢で車いす使用	◎						◎						◎	◎			
			19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎			
			20	その他走不能												◎	◎	◎			
			21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			22	その他走可能	◎	◎	◎			◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	4		23	電動車いす専用							◎								◎		
視 覚 障 害 ※4				24	視力0から0.01まで ※5	◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎			
				25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎			
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害				26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎			
知 的 障 害				27	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	▲	◎	◎		◎	◎			
内 部 障 害				28	ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎			◎	◎		◎	◎			

※1 身体障害50mで使用する車いすは日常生活用とする。

※2 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）。ただし、四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※3 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、1つの区分として競技を行い、順位を決定する。

※4 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※5 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

※6 申込状況によっては参加人数の制限を実施する場合がある。

水 泳

◎ 男女別・年齢区分別

○ 男女別・1部

● 男女別・2部

△ 男女混合・年齢区分なし

				自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		4×50m リレー	4×50m リレー	
				2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m	2 5 m	5 0 m			
肢 体 不 自 由	1	上 肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		下 肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		上下肢	10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			11	多肢切断または、 片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
		体 幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	2	車いす 以外で 常用 脳原性 麻痺	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎					
			14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	3	(脳性麻痺、 脳外傷等) 脳原性 麻痺	17	四肢麻痺（車いす常用）または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎					
			18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	4		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎					
視 覚 障 害 ※1・2			23	視力0から0.01まで ※2	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
聴覚・平衡機能障害、音声・ 言語・そしゃく機能障害			25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
知 的 障 害			26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△

※1 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※2 障害区分2・3は光を通さないゴーグルを装着する。

アーチェリー

●男女別

		No.	障 害 区 分	リカーブ		コンパウンド	
				50m ・30m	30m ・30	50m ・30m	30m ・30m
肢 体 不自由	脳原性麻痺以外で 車いす常用	1	第8頸髄まで残存 ※	●	●	●	●
		2	その他の車いす	●	●		
	切 断 ・ 機 能 障 害	3	上肢障害	●	●		
		4	下肢障害（椅子、車いす使用を含む）	●	●		
		5	体幹	●	●		
	脳 原 性 麻 痺 （脳性麻痺、脳血管疾 患、脳外傷等）	6	脳原性麻痺	●	●	●	●
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害、 音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害		7	聴覚障害	●	●		
内 部 障 害		8	ぼうこう 又は 直腸機能障害	●	●		

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

卓 球

◎ 男女別・年齢区分別

● 男女別

			No.	障 害 区 分	一般卓球	サウンドテーブルテニス
肢 体 不自由	1	上 肢 障 害	1	片上肢障害	◎	
			2	両上肢障害	◎	
		下 肢 障 害	3	片下腿切断、片下肢不完全	◎	
			4	片大腿切断、両下腿切断 片下肢完全、両下肢不完全	◎	
			5	片下腿・片大腿切断 両大腿切断、両下肢完全	◎	
		体幹	6	体幹	◎	
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	◎	
			8	座位バランスなし	◎	
			9	その他の車いす	◎	
	3	脳 原 性 麻 痺 (脳性麻痺、脳血管疾 患、 脳外傷等)	10	車いす使用	◎	
			11	杖または、松葉杖使用	◎	
			12	上肢に不随意運動あり	◎	
			13	上肢に不随意運動なし	◎	
			14	片側障害	◎	
視 覚 障 害 ※2			15	アイマスク有り		◎
			16	アイマスク無し	◎	
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害、 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害、 そ し ゃ く 機 能 障 害			17	聴覚障害	◎	
知 的 障 害			18	知的障害	◎	
精 神 障 害 ※3			19	精神障害	●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、光を通さないアイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 精神障害は男女別で行う。応募状況によって年齢区分別に行う場合がある。

フライングディスク

◇ 区分なし ● 男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座 位	立 位
肢 体 不 自 由	◇	◇	●	●
視 覚 障 害				
聴 覚 障 害				
知 的 障 害				
内 部 障 害 〔ぼうこう 又は 直腸機能障害〕				

ボッチャ

◎ 男女混合・年齢区分なし

		区分 番号	障害区分	競技スタイル	
				立 位	座 位
肢体不自由	1	切断・機能障害	1 多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および 両下肢不完全	◎	
	2	脳原性麻痺以外で車いす 常用、使用	2 第6頸髄まで残存		◎
			3 第7頸髄まで残存		◎
			4 第8頸髄まで残存		◎
			5 多肢切断		◎
	3	脳原性（脳性麻痺、 脳血管疾患、脳外傷等）	6 四肢麻痺で車いす常用または、使用		◎
			7 けって移動		◎
			8 片上下肢で車いす常用または、使用		◎
			9 その他走不能	◎	
	4		10 電動車いす常用		◎

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 座位で競技する選手（区分2～8および10）の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者に競技アシスタントを、ランプ使用者にはランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※ 脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※ 区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。

ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

バスケットボール

知的障害者で、男女別を実施する。

ソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

バレーボール

聴覚障害者と知的障害者で、男女別を実施する。

精神障害者（ソフトバレーボール）は、男女混合とする。

サッカー

知的障害者のみの競技とする。

フットソフトボール

知的障害者のみの競技とする。

障害区分の解説

令和8年度版

令和8年2月の日本パラスポーツ協会会議において変更する場合があります。

1

令和8年2月の日本パラスポーツ協会会議において変更する場合があります。

				障 害 区 分 名	解 説	
肢 体 不 自 由 1	切 断 又 は 機 能 障 害	立 位	上 肢	切 断	手 部	片側および両側の手部切断
					片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
					片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
					両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
					両上腕	両上腕の切断者
					片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
				機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
					片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
					両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
					両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
			下 肢	切 断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
					片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
					両下腿	両側の下腿の切断者
					両大腿	両側の大腿の切断者
					片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
				機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者
					片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
					両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害があり、 両側にそれぞれある者
					両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
					上 下 肢	切 断
			多肢切断	三肢以上の切断者		
			機能障害	片上肢不完全および 片下肢不完全		片上肢不完全及び片下肢不完全の者
				片上肢完全および片下肢完全		片上肢完全及び片下肢完全の者
			体 幹		体 幹	頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)※四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分に該当しない。
肢 体 不 自 由 2	脊 髄 損 傷 等	陸 上 競 技 ・ ボ ッ チ ャ	脳原性麻痺 以外で 車いす常用 または使用	第 6 頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者 (肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)	
				第 7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	
				第 8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)	
				下肢麻痺で座位バランスなし	※「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態であつて両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。	
				下肢麻痺で座位バランスあり		
				その他の車いす(陸上競技)	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者 (例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)	
				多肢切断(ボッチャ)	三肢以上を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者	
		水 泳	脊髄損傷等 (脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギランバレーなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる。	第 7 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)	
				第 8 頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者 (把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)	
				下肢麻痺で座位バランスなし	※「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態であつて両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。	
				下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等 ※(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること。	

障 害 区 分 の 解 説

No. 2

				障 害 区 分 名	解 説
脳原性麻痺（脳性麻痺・脳血管疾患・脳外傷等）	陸上競技・ポッチャ	車いす		四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
				四肢麻痺で車いす常用、または使用（ポッチャ）	四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
				けって移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
				片上下肢または片上肢で車いす使用	片側の upper 肢と下肢または片側の upper 肢で車いすを操作する者
				上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者 ※ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものは、この区分に該当する。
		立 位		その他走不能（陸上競技）	下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
				その他走不能（ポッチャ）	杖や下肢装具等の使用の有無に関わらず、走ることのできない者
				上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のある上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者
				その他走可能	※「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する。
	水泳		四肢麻痺（車いす常用）	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者	
			上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者	
			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い）	
			上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者	
			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者	
			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者	
			その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者	
	卓球	車いす		車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
				杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立 位		上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
				上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者
				片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者
そ の 他			電動車いす常用（陸上・ポッチャ）	四肢体幹機能障害により日常生活で常に電動車いすを使用している者	
			浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹障害のあるもので、浮具を使用する者	
視覚障害				視力 0 から 0.01	※視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する 指数弁～光覚弁については、以下の視力として換算する 指数弁は「0.01」 手動弁～光覚弁は「0」 ※矯正後の良い方の視力が、0.02 以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害に区分される
				その他の視覚障害	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害				聴覚障害	区分しない
知的障害				知的障害	区分しない
内部障害				ぼうこう 又は 直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
精神障害				精神障害	区分しない

陸上競技 競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則令和8年度版（（公財）日本パラスポーツ協会制定）に定める以外は、同年度の（公財）日本陸上競技連盟競技規則及びこの要領に定めるところによるもののほか、参加団体代表者会議確認事項による。

2 競技等

- (1) 招集所は、陸上競技場第4ゲート付近に設ける。
- (2) スタートコールは、「イングリッシュコール」とする。
- (3) 不正スタート（フライング）は、1回目で失格とする。
- (4) 視覚障害者の50mは、競技役員によるハンドマイクに収納した音源又は許可された者（コーラー）による音源を用いる。
- (5) 視覚障害者の競走競技で伴走者ありの場合は、必ず紐等を持つこと。紐は非伸縮性で50cm以内とする。
- (6) 投てきの試技は、3連投とする。ただし、種目によっては2連投で行う場合もある。
- (7) 競技記録は、陸上競技場正面玄関に設けた記録掲示板及び記録速報サイトで発表する。

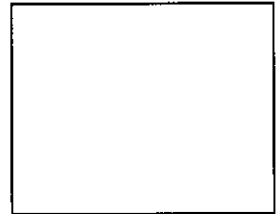
記録速報サイト

こちらにアクセスしてください

掲載予定：令和8年6月30日まで

千葉県障害者スポーツ大会 QRコード2026

<http://www5c.biglobe.ne.jp/~iwa-m/S/main.html>



3 その他

- (1) 「競技組み合わせ」(プログラム)に記載している各競技の招集時間を厳守すること。
- (2) トラック種目（スラロームを除く）に出場する選手は、大会当日招集所で配付する腰ナンバーカードを右腰（車いす使用者は右側の見やすいところ）に付けること。
- (3) 障害区分24（視覚障害者）の者は、光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着し競技を行うこと。また、招集所及びゴール直後にアイマスクまたはアイシェードの点検を行う。
- (4) 競技場への入退場
競技関係者（選手・伴走者・競技役員・補助員等、直接競技運営に携わる者）以外の者は、トラック及びフィールド内に入場することはできない。
ただし、介助が必要である等として申し込み時に申請し、主催者の許可を受け、IDカードの配布を受けた者（介助者）は、この限りではない。この場合も、大会における介助者の役割をよく理解し、これを守らなければならない。
なお、上記競技関係者については、大会の公式な記録を取ることを目的に特別に事務局が許可した者を除き、カメラ類の持ち込みは厳禁とする。
- (5) 表彰式は、表彰所を設け種目終了後に行う。
視覚障害者の伴走者についても選手と同様にメダルを授与する。

水泳 競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則令和8年度版（（公財）日本パラスポーツ協会制定）に定める以外は、同年度の（公財）日本水泳連盟競泳競技規則及びこの要領に定めるところによるもののほか、参加団体代表者会議確認事項による。

2 競技等

- (1) 一人2種目の出場を可能とする。
- (2) 招集所はプールサイドに設ける（招集は電光掲示及びアナウンスによる）。
- (3) 2種目に出場する選手で、1種目目の競技終了時間から2種目目招集完了時間までが10分以内の場合は、当該選手の代理の者がその旨を申し出、代行することができる。
- (4) スタート及び入退水介助は、各参加団体で介助者を用意する。また、視覚障がい選手のタッピングの許可を得た者は、タッパーと棒を各団体で用意する。
- (5) 千葉県国際水泳場の水深は2mであるが、レースを実施するコースについては、スタートと折り返し地点に80cmの低床フロアーを敷く。
- (6) 競技記録は、2階受付横に設けた記録掲示板に掲示する。

3 その他

- (1) サブプールを利用する一般利用者と大会参加者を分けるため、2階出入口を一般客用と大会用に分ける。
- (2) 表彰所は設けない。解散所で着順札と交換にメダルを受領すること。
- (3) 水着は、世界水泳連盟公認水着を原則とする。ただし、形状（身体を覆う範囲）等が競技規則・解説および次のとおりであれば許可する。
 - ①男子はへそを超えず、膝までとする。
女子は肩から膝までとする。ただし首、肩を覆うことはできない（セパレートの水着も可）。
 - ②素材は繊維のみとする。（ファスナーは認められていない）
 - ③競技規則に定めるロゴマーク等の規定に違反しないように注意すること。
- (4) 障害区分23（視覚障害者）の者は、光を通さないゴーグルを装着し競技を行うこと。また、ゴール直後にゴーグルの点検を行う。
- (5) 当日の競技は、別表の種目順に行うので、参加申し込み時に参考にすること。ただし、編成上、やむを得ず種目順を変更することがある。
- (6) 介助犬については、1階エントランスホールに待機所を設ける。

（別表）種目順

1	25m自由形	6	50m背泳ぎ
2	25m背泳ぎ	7	50m平泳ぎ
3	25m平泳ぎ	8	50mバタフライ
4	25mバタフライ	9	200mフリーリレー
5	50m自由形	10	200mメドレーリレー

アーチェリー競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則令和8年度版（（公財）日本パラスポーツ協会制定）に定める以外は、同年度の（公社）全日本アーチェリー連盟競技規則及びこの要領に定めるところによるもののほか、参加団体代表者会議確認事項による。

2 競技等

- （1）招集所は、フィールド内本部テント付近に設ける。
- （2）対戦表及び競技結果は、大会本部付近に設けた記録掲示板に掲示する。

3 その他

- （1）表彰は、全競技終了後に行う。

卓球 競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則令和8年度版（（公財）日本パラスポーツ協会制定）に定める以外は、同年度の（公財）日本卓球協会制定の日本卓球ルール及びこの要領に定めるところによるもののほか、参加団体代表者会議確認事項による。

2 競技等

- （1）選手招集時刻は、試合開始15分前とする。
- （2）競技用服装は、JTTA（日本卓球協会）承認のものでなくてもよい。
- （3）ボールは、直径40mmプラスチックボール（Nittaku）を使用する。
- （4）タイムアウト制は導入しない。
- （5）1マッチは、5ゲームとする。マッチの勝敗は、3ゲーム先取した競技者を勝ちとする。
- （6）ボールパーソンは、各参加団体で介助者として用意する。
- （7）コートには、アドバイザー（監督、手話通訳など）または特段の理由による介助者を選手1人につき1人帯同することができる。ただし、特段の理由による介助者は、競技場内で競技者の競技上有利となるような助言等をしてはならない。
介助者（ボールパーソンを除く）を同伴する場合は、参加申し込み時に申し込む。
- （8）対戦表及び競技結果は、会場内に掲示する。

3 その他

- （1）表彰式は行わず、競技終了後、該当者に対しメダルを指定の場所で授与する。
- （2）ラバーの張替えは、所定の場所で行うこと。

サウンドテーブルテニス 競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則令和8年度版（（公財）日本パラスポーツ協会制定）に定める以外は、日本視覚障害者団体連合 日本視覚障害者卓球連盟編 2019年版サウンドテーブルテニスルールブックに定めるところによるもののほか、参加団体代表者会議確認事項による。

2 競技等

- (1) 競技用服装は、JTТА（日本卓球協会）承認のものでなくてもよい。
- (2) 光を通さないアイマスク、またはアイシェードを装着し競技を行う。
- (3) ボールは、競技規則に定められた規格のものを使用する。
- (4) 1ゲームの勝敗は11ポイント先取した競技者を勝ちとする。ただし、両競技者の得点が10ポイントに達した後は、2ポイントの差をつけた競技者を勝ちとする。1マッチは、3ゲームとする。マッチの勝敗は、2ゲーム先取した競技者を勝ちとする。
- (5) 場内が騒々しい場合は、主審の判断で一時競技を中断して静かにさせた後、競技を再開する。
- (6) 選手の移動介助（招集所及び競技場への誘導を含む）は、各参加団体で介助者を用意する。
- (7) コートには、参加団体から出された介助者またはアドバイザー（監督、手話通訳など）を、選手1人につき1人まで帯同することができる。ただし、介助者は、競技場内で競技者の競技上有利となるような助言等をしてはならない。
- (8) 対戦表及び競技結果は、大会本部付近に掲示する。

3 その他

- (1) 表彰式は行わず、競技終了後、該当者に対しメダルを指定の場所で授与する。

ボウリング 競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則令和8年度版（（公財）日本パラスポーツ協会制定）に定める以外は、同年度の（公財）全日本ボウリング協会制定ボウリング競技規則及びこの要領に定めるところによるもののほか、参加団体代表者会議確認事項による。

2 競技等

- (1) 招集所は、ボウラーズベンチとする。
- (2) 競技方法は、デュアルレーン（アメリカン）方式とする。
- (3) 競技は、すべてスクラッチ（ハンディキャップなし）2ゲームマッチとし、合計得点により順位を決定する。
- (4) 自動式ファウル判定機は使用しないで競技を行い、ファウルラインを超えても意図的なものではない限りファウルとしない。
- (5) オートマチックスコアラーの操作、個人記録カードの記入は、すべて競技役員又は競技補助員が行う。
- (6) シューズ及びボールは、各自で用意することが望ましいが、競技会場のものを使用してもよい（ハウスシューズは有料）。
- (7) 競技記録は、ボウラーズベンチ後方に設けた記録掲示板に掲示する。
- (8) ボウラーズベンチへの立ち入りは、競技役員、競技補助員及び競技者のみとする。

3 その他

- (1) 競技者は、競技中ボウラースベンチをむやみに離れてはならない。やむを得ず放れる場合は、必ず競技役員に申し出て了承を得ること。
- (2) 競技中の飲食・喫煙は禁止する。ただし、アルコールを含まない飲料をボウラースベンチ外で飲むことは許可される。
- (3) 表彰式は全競技終了後に行う。

フットソフトボール 競技実施要領

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則令和8年度版（（公財）日本パラスポーツ協会制定）に定める以外は、同年度の（公財）日本ソフトボール協会オフィシャル・ソフトボール・ルール及びこの要領に定めるところによるもののほか、参加団体代表者会議確認事項による。

2 競技等

(1) チームの構成

チームの構成は、監督1名・コーチ2名・選手15名以内とする。

- (2) 各チームの監督は、試合毎にプレイヤーエントリー票を試合開始30分前までに競技本部に提出する。

(3) 競技方法

試合はトーナメント方式とし、3位決定戦を行う。ただし出場チームが少ない場合は、リーグ戦形式で行う場合がある。

時間に余裕があればフレンドリーマッチを行うことができる。

同点の場合は、最終出場選手9名《DPを採用しているチームはFP（守備者）を除く》の抽選によって勝敗を決定する。

- (4) ベンチは、原則として組み合わせ表の若い番号（トーナメント表の向かって左側に記載されているチーム）が一塁側とする。

3 その他

- (1) 表彰式は全競技終了後に行う。該当チームに対しメダル及び表彰状を授与する。
- (2) 関東ブロック予選会には原則として優勝チームが出場することとする。各チームから選抜する場合は、優勝チームの監督を中心に関係者で話し合いの上決定する。
- (3) 大会が中止となった場合の関東ブロック予選会代表チーム・選手の選抜方法は、参加団体代表者会議で決定する。

〔知的〕 個人競技〕 令和8年度千葉県障害者スポーツ大会競技種目参加標準記録表

陸 上 競 技		参 加 標 準 記 録		水 泳		参 加 標 準 記 録	
種 目	区 分	男 子	女 子	種 目	区 分	男 子	女 子
50m	少 年	9秒	11秒	25m自由形	少 年	35秒	40秒
	青 年	10秒	12秒		青 年	36秒	45秒
	壮 年	11秒	13秒		壮 年	40秒	50秒
100m	少 年	15秒	20秒	50m自由形	少 年	1分10秒	1分20秒
	青 年	17秒	21秒		青 年	1分15秒	1分30秒
	壮 年	19秒	22秒		壮 年	1分20秒	1分40秒
200m	少 年	30秒	40秒	25m平泳ぎ	少 年	35秒	40秒
	青 年	34秒	43秒		青 年	36秒	45秒
	壮 年	40秒	50秒		壮 年	40秒	50秒
400m	少 年	1分10秒	1分35秒	50m平泳ぎ	少 年	1分10秒	1分20秒
	青 年	1分15秒	1分40秒		青 年	1分15秒	1分30秒
	壮 年	1分35秒	1分45秒		壮 年	1分20秒	1分40秒
800m	少 年	3分17秒	4分15秒	25m背泳ぎ	少 年	35秒	40秒
	青 年	3分00秒	4分00秒		青 年	36秒	45秒
	壮 年	3分15秒	5分00秒		壮 年	40秒	50秒
1500m	少 年	6分30秒	8分00秒	50m背泳ぎ	少 年	1分10秒	1分20秒
	青 年	7分00秒	8分30秒		青 年	1分15秒	1分30秒
	壮 年	8分00秒	9分00秒		壮 年	1分20秒	1分40秒
4×100m リレー	な し	★ 男女混合		25mバタフライ	少 年	35秒	40秒
立幅跳	少 年	1m75cm	1m25cm		青 年	36秒	45秒
	青 年	1m70cm	1m20cm		壮 年	40秒	50秒
	壮 年	1m60cm	1m10cm	50mバタフライ	少 年	1分10秒	1分20秒
走幅跳	少 年	3m00cm	2m30cm		青 年	1分15秒	1分30秒
	青 年	2m90cm	2m20cm		壮 年	1分20秒	1分40秒
	壮 年	2m50cm	2m00cm	4×50m フリーリレー	な し	★ 男女混合 5分00秒	
走高跳	共 通	1m00cm		4×50m メドレーリレー	な し	★ 男女混合 6分00秒	
ソフトボール投	少 年	35m00cm	20m00cm	◎陸上競技[知的のみ] ・参加標準記録と比較する自己記録は、 令和7年1月1日から令和8年3月まで の公認記録とする。 公認記録とは、「千葉県障害者スポーツ大会 大会運営要領」の中に記載されている大会で出 した記録をいう。 ◎水泳・ボウリング[知的のみ] ・参加標準記録と比較する自己記録は、 令和7年1月1日から令和8年3月まで に大会で出した記録、または他者が計測した 記録とする。			
	青 年	30m00cm	18m00cm				
	壮 年	25m00cm	15m00cm				
ジャベリック スロー	少 年	12m	7m				
	青 年	12m	7m				
	壮 年	10m	5m				
ボウリング	少 年	アベレージ 80	アベレージ 60				
	青 年						
	壮 年						

令和 8 年度千葉県障害者スポーツ大会

介助者の役割

陸上競技 編

全国障害者スポーツ大会競技規則では次のとおり「介助者の役割」について規定されています。千葉県障害者スポーツ大会の競技規則は、同規則に準じていますので、役員、選手ともに規則の徹底をお願いします。

競技規則の解説 第 5 節 介助者の役割

1. 原則

スポーツへの参加を通じた社会参加の推進という本大会の目的を踏まえ、選手団においては、招集から競技終了に至るまで、原則として選手自身が一人で行動できるように指導・助言いただいているところである。しかし、障害の種類や程度等の理由により介助者による補助や指示がどうしても必要な選手については、上記内容を理解した上で、申し込み時に介助者の入場申請ができるように配慮している。

2. 申請対象となる障害区分

原則として、区分番号 10、16、17、23、24、25、場合によっては区分番号 18、27 が申請対象となる。いずれの場合も申し込み時に理由を添えた申請が必要である。

(中略)

4. 介助の内容

介助者は、衣服の脱着や移動などにおいて選手が困難を要する事柄に限り介助することができる。

5. 助力行為として禁止される介助

介助者は、競技に関するいかなる指導・助言もしてはならない。助力行為が発覚した場合は、(公財)日本陸上競技連盟規則第 144 条 2 項により失格となるので注意されたい。

ただし、競技の準備や待機などを促す指示は助力にあたらないものとする。

例：「服を着ましょう」、「スタートラインに行きましょう」など

令和 8 年度千葉県障害者スポーツ大会

介助者の役割 【水泳編】

全国障害者スポーツ大会競技規則では次のとおり「介助者の役割」について規定されています。千葉県障害者スポーツ大会の競技規則は、同規則に準じていますので、役員、選手ともに規則の徹底をお願いします。

競技規則の解説

第 8 節 介助者の役割

1. 原則

スポーツへの参加を通じた社会参加の推進という本大会の目的を踏まえ、選手団においては、招集から競技終了に至るまで、原則として選手自身が一人で行動できるように指導・助言いただいているところである。しかし、障害の種類や程度等の理由により介助者による補助や指示がどうしても必要な選手については、上記内容を理解した上で、申し込み時に介助者の入場申請ができるように配慮している。

2. 申請対象となる障害区分

(1) 競技規則上可能な介助（競技規則集（P19～）第 2 部水泳 第 2 条・第 3 条記載事項）

① スタート介助（入退水介助含む）

- ・水中スタートの際、身体的理由により壁をつかむことができず、かつ、身体の一部を壁につけることができない者（第 2 条 4）
- ・安全にスタート台上等に立つまたは座ること、およびそれまでの移動が困難な競技者（第 2 条 5）

② 移動介助

- ・安全に招集所から自レーンまで移動することが困難な競技者

③ タッピング

- ・障害区分 23 （第 3 条 3）
※必ず介助が必要（50m 種目ではスタート・ターンのサイド各 1 名、計 2 名が必要）
- ・障害区分 24 （第 3 条 3）

(2) 競技規則以外で可能な介助

① 入退水介助

- ・安全に入退水することが困難な競技者

(3) 競技規則以外で可能な同伴

① 情緒不安定

- ・障害区分 26 および同等の障害が重複する者（他の競技者に迷惑をかける場合に限る）

② 種目の指示

- ・障害区分 26 および同等の障害が重複する者（泳ぐ種目・距離を理解できない場合に限る）

3. 申請

(1) 介助および同伴は申し込み時に理由を添えた申請が必要である。

(2) 上記（2 申請対象となる障害区分）以外で同等の障害を有し介助又は同伴を必要とする場合は、申し込み時に理由を添えた申請が必要である。

(3) 申し込み以後、介助者を要する事情が発生した場合は、監督者会議までに『介助許可証（ビブス）交付申請書』を申請書提出所へ提出し、審判長の許可を得ること。

ただし、初参加のため『不安がっている』、『緊張している』等、障害の種類や程度によらない理由での申請は認めない。

4. 禁止事項

(1) 介助者、同伴者は、競技エリアおよび招集所においてのコーチング（声かけ含む）をしてはならない。

※他の選手へ迷惑となる行為は招集所の外で対応すること。

※2（3）②で、同伴者による距離および種目の確認のための声かけは認める。

(2) 介助者、同伴者は、競技エリアおよび招集所において介助者、同伴者として許可されたこと以外をしてはならない（カメラ、ストップウォッチ、携帯電話等の使用）。

(3) 視覚と聴覚の障害が重複している競技者が出場する場合は、スタートの合図を競技者に伝えるため、介助者が競技者の身体に触れることが認められるが、競技者の身体を進行方向に押し出すような合図は、競技者に勢いを与えることになるため、フォルススタートとなる。したがって、介助者が競技者にスタートの合図を伝える際、台上・台の横からの飛び込みの場合は脚や腰の側部を軽く叩いたり、同部位に触れた手をスタートの合図と同時に離したりするなどの方法を用いる。水中スタートの場合は頭や肩を軽くたたいたり、同部位に触れた手をスタートの合図と同時に離したりするなどの方法を用いる。なお、その際は道具を使ってはならない。

全国障害者スポーツ大会千葉県代表候補選手 選考要領

1 目 的

この要領は、全国障害者スポーツ大会（以下、「全国大会」という）における千葉県代表選手選考について、円滑かつ公正に実施するため必要な事項を定める。

2 選考委員会

千葉県及び千葉県障がい者スポーツ協会は、「全国障害者スポーツ大会千葉県代表選手選考委員会」（以下、「選考委員会」という）を設置する。

選考委員は、「千葉県障害者スポーツ大会実行委員会（以下、「実行委員会」という）」の実行委員が兼ねる。なお、選考委員長等の役職は、「実行委員会」に準ずる。

3 千葉県代表選手資格

資格は、全国障害者スポーツ大会実施要綱及び千葉県障害者スポーツ大会実行委員会議決事項に基づく。

「出場選手は、次のすべての条件を満たす者とする。」

ア 毎年4月1日現在、13歳以上の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者。

イ 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

精神障害者は、精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

ウ 申し込み時に参加する都道府代表県・指定都市内に現住所（住民票のある地）を有する者。

エ 別に定める「千葉県代表選手団行動規範」を遵守できる者。

オ 全国障害者スポーツ大会開催地の地理的状況や旅行日程、宿泊条件等を考慮し、派遣期間中の健康維持等が可能であるとともに、練習会・結団式・本大会派遣期間等において、集団生活や行動に適応できる者。

＊選手は、大会派遣期間全日程（5泊6日）に参加できる者とする。

ただし、この日程により難い特別な事由がある場合には、選考委員長がその可否を判断する。

4 参加枠割当数

（1）個人競技

全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき主催者が決定した数。

（2）団体競技

全国障害者スポーツ大会関東ブロック予選会の結果による。

5 選考方法

(1) 個人競技

① 選考対象者

当該年度に実施した千葉県障害者スポーツ大会（一部競技については前年度大会）において顕著な成績を収めた者。（不可避的な事情により千葉県障害者スポーツ大会に参加できなかった場合は、前年1月1日から当該年選考委員会開催日までに実施した下記大会等で顕著な成績を収め、かつ千葉県障害者スポーツ大会を主管する競技団体から推薦があった者。）

- ・全国障害者スポーツ大会
- ・日本パラリンピック委員会（JPC）加盟団体の主催する大会・事業
- ・国際パラリンピック委員会（IPC）、アジアパラリンピック委員会（APC）及び国際知的障害者スポーツ連盟（Virtus）の主催する大会
- ・日本パラ陸上競技連盟の主催する大会
- ・千葉県障害者スポーツ大会を主管する競技団体が主催する大会・事業

② 選考方法

ア 陸上競技、水泳、フライングディスク及びボウリングにおいては、県大会または上記大会の記録と全国障害者スポーツ大会（前2大会）の記録との比較により選考する。

ただし、対象種目の参加者が無い場合、または参加少数で記録が低調の場合は、全国大会記録に対する達成度（到達度）を参考に選考する。

イ 卓球は千葉県障がい者卓球協会、アーチェリーは千葉県身障者アーチェリー協会、ボッチャは千葉県ボッチャ協会の推薦による。

ウ 開催地から割り当てられる参加選手枠に対する選手の障害区分構成や、これに伴う役員の確保等は、総合的な判断により決定する。

(2) 団体競技

全国障害者スポーツ大会関東ブロック予選会の結果に基づき、全国大会の出場資格を得た競技チームを決定する。

この要領に定めない事項については、委員長が別に定める。

令和2年 1月 8日 制定
令和2年12月24日 改正
令和4年12月22日 改正
令和5年12月21日 改正